

地域をけん引する経営体確保対策事業 実施要領

制 定 令和元年9月13日付け農第883号

改 訂 令和2年4月1日付け農第1988号

地域をけん引する経営体確保対策事業については、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱（令和元年9月13日付け農第883号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領及び地域をけん引する経営体確保対策事業実施基準（以下「実施基準」という。）の定めるところによる。

第1 事業内容

- 1 交付要綱別表「活動支援」の実施に当たっては、実施要領別表1に示す活動を対象とし、次に示す経費については、原則として補助対象としない。
 - (1) 農地の取得費
 - (2) 従業員の賃金・給与、役員報酬、賃金に係る保険料
 - (3) 設計・監理費
 - (4) 国外調査費
 - (5) 食糧費
 - (6) 租税公課
 - (7) 他からの助成により実施中又は既に完了している経費
 - (8) その他事業にそぐわない経費
- 2 交付要綱別表「経営開始支援」のうち、「国庫補助事業で対象とならない施設・機械整備支援」（以下「整備支援」という。）の実施に当たっては、実施基準によるものとする。
- 3 交付要綱別表「経営開始支援」のうち、「早期経営安定のための人材育成支援」（以下「育成支援」という。）の実施に当たっては、実施要領別表2に示す活動を対象とし、1人当たりの対象活動の時間数が40時間/月に満たない場合は、1時間つき2,400円に研修時間数を乗じた額を補助額とする。

第2 事業実施主体

- 1 交付要綱別表「事業実施主体」欄にある「既に農畜産物の生産や加工等を営んでおり」は、子会社や関連会社での取り組みも対象とする。
- 2 子会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該企業の親会社に議決権の過半数を所有されている場合
 - (2) 親会社に議決権の40/100以上50/100以下を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合

- ① 親会社の役員の所有する議決権と合わせて、会社の議決権の過半数を所有されていること
 - ② 親会社の役員が、取締役会（これに準ずる機関を含む。）の構成員の過半数を占めていること
 - ③ 親会社との間に重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配される契約等が存在すること。
 - ④ 負債の総額の過半について親会社又は親会社の役員若しくは両者から融資（債務保証及び担保の提供を含む。）されていること。
- (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が会社の議決権の過半数を占め、かつ、(2)の②から④のいずれかの要件を満たす場合
- 3 関連会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 親会社に議決権の 20/100 以上を所有されている場合
 - (2) 親会社に議決権の 15/100 以上 20/100 未満を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 親会社の役員が代表取締役あるいは取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
 - ② 親会社あるいは親会社の役員から重要な融資（債務保証及び担保の提供を含む。）を受けていること
 - ③ 親会社から重要な技術を提供されていること
 - ④ 親会社との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること
- (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が、会社の議決権の 20/100 以上を占め、かつ、(2)の①から④のいずれかの要件を満たす場合

第3 事業の要件

- 1 本事業の実施に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。なお、交付要綱別表「経営開始支援」の実施に当たっては、本項で定める要件に併せて、2に定める要件も全て満たすものとする。
- (1) 交付申請時において、事業担当者（臨時的職員を除く。）が1名以上確保される等、経営管理を含む実施体制が整っていること。
 - (2) 市町村等の関係機関と連携が図られていること。
 - (3) 活用農地及び活用土地について、交付申請時まで、農地法（昭和27年法律第229号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく権利設定・移転、農地転用等、島根県土地利用対策要綱（昭和60

年島根県告示第 330 号) に基づく開発協議等の必要な手続が完了しており、かつ、適正に利用されること。

- (4) 事業実施に当たって補助残及び運転資金等の必要な資金が確保されていること。
- (5) 交付申請時において、総会若しくは取締役会又は役員会での議決を得ていること。
- (6) 製造免許、有資格者の設置等関係法令等に基づく必要な手続き等が完了しているか、又は、事業実施予定期日までに完了することが確実であること。また、事業が免許、法令等に基づき適正に実施・運用されること。
- (7) 事業実施主体が農業以外の部門を有している場合は、農業部門と農業以外の部門との経理を区分して行うこと。
- (8) 2以上の作目を事業対象とする場合は、作目毎に経理を区分して行うこと。
- (9) 農業生産工程管理 (GAP) によって適切に農場管理を行うこと。または新たに組み込むこと。

なお、農林産物は「安全で美味しい島根の県産品認証制度」(美味しまね認証)の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、交付決定後1年以内(ただし、営農実態がない場合は営農開始後1年以内)に認証を取得すること。

また、非食用農産物は農林水産省が策定した「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物(非食用)に準拠した農場管理に取り組むこと。

- 2 交付要綱別表「経営開始支援」のうち、「整備支援」の実施に当たっては、1に定める要件の他に、次の(1)～(6)の要件も全て満たすものとする。また、「育成支援」の実施に当たっては、1に定める要件の他に、次の(1)～(4)および(7)～(9)の要件も全て満たすものとする。「育成支援」において、本社または第2の3に規定する関連会社以外で研修を実施する場合は(10)の要件も満たす必要がある。

- (1) 「地域連携・産地づくり計画」の認定を受けていること。
- (2) 企業の直接進出に当たって定款変更等の必要な手続きが完了していること。
- (3) 新たに子会社又は関連会社を設置して進出する場合は、補助金交付申請時まで当該子会社又は関連会社の登記が完了していること。事業所を設置して進出する場合は、県税条例(昭和51年島根県条例第10号)に基づく設置の届出が完了していること。
- (4) 進出1年以内に島根県内において認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者)となること。
- (5) 整備内容が経営目標の達成にふさわしいものであり、かつ、適正な規模であること。
- (6) 機械・機器等の財産を取得する場合は、当該財産を設置又は保管する施設等が交付

申請日までに確保されているか、又は、当該財産の取得までにその確保が確実であること。

- (7) 事業実施主体は、研修を受ける者（以下、研修生という）と雇用契約を結び、研修終了後も雇用契約を継続するものとする。研修中または研修終了後1年以内に雇用契約を解除した場合は、やむを得ないと判断されるような事情がない限り、受け取った補助金の一部または全額を返還するものとする。
- (8) 研修生は、研修開始時に65歳未満である者とする。
- (9) 研修生は、既に本社や関連会社等で雇用されたことがある者は対象としない。
- (10) 研修先との間で、研修期間中に限らず継続的に技術指導を受けることができる旨の締結書等を取り交わしていること。

第4 財産の取得・管理

- 1 規則第13条（財産の処分の制限）の規定に定められた財産を取得しようとする場合には、実施設計書、変更設計書及び出来高設計書（いずれも実施基準に定める様式による）を作成するとともに、同規定に基づき当該財産を適正に管理するものとする。
- 2 前1の管理に当たっては、取得した財産について財産管理台帳を整備するとともに、管理・利用規程を定め、使用簿等により活用実績の把握に努めるものとする。
- 3 規則第13条（財産の処分の制限）第2項に該当しない場合で、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過するまでの間は、当該財産に係る財産管理台帳、出来高設計書等の関係書類を保存するものとする。

第5 事業の管理運営

市町村並びに隠岐支庁・農林振興センター及び農業経営課は、地域の実情に応じつつ、事業が適切に実施されるよう実施状況を把握するとともに、必要に応じて的確な指導を行う。

附 則

この実施要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

実施要領 別表 1

事業種目	活動内容
試作研究	遊休農地改良、試作用機械等の利用料、種苗等の生産資材購入、管理作業等の委託 等
分析診断	用水・土壌・栄養成分分析等の委託 等
事例調査	進出地域の農業法人等の取り組みの視察調査 等
技術習得	試験研究機関、教育機関、先進的経営体における技術研修、技術者等との指導契約 等
販路開拓	取引予定企業、卸売市場等への訪問調査、販売促進フェアの開催、マーケティング調査・試作品モニタリング調査の実施、販売促進資料の作成、出荷包装資材の試作、アドバイザー等の活用 等

実施要領 別表 2

事業種目	活動内容
技術習得研修	栽培・管理技術を習得させるための研修、危険防止等の作業の安全性に関わる研修、栽培・管理に必要な資格を取得させるための研修、販売や市場ニーズ等を認識するための研修、そのほか生産性を確保するのに必要な研修